

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
民生委員・児童委員活動検討部会設置要綱

(目的)

第1条 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）活動における今日的課題に対して、その対応を諮り、円滑な活動を促進するために「民生委員・児童委員活動検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 この部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
 - (3) 委員（部会長、副部会長を含む） 6～10名
- 2 委員は、次の各号の中から会長が委嘱する。
- (1) 本会の理事・評議員・監事
 - (2) 学識経験者
- 3 部会長は、会長が指名する。部会長は、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 部会は、民生委員活動に係る諸問題のうち、年間通して検討を行う議題を設け、その方策等について部会報告書を作成する。また、その検討内容は講習会その他の機会において、県内民生委員へ報告するものとする。

(部会の運営)

第5条 部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長となる。

- 2 部会は、必要に応じ委員以外の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(経費)

第6条 部会の運営に要する経費は、原則として本会で負担する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、公益財団法人への移行認可に伴い平成25年4月1日より施行する。